

## 第2章 教育内容

### 1 総説

#### (1)カリキュラム編成上の基本方針

当専攻が想定する主たる学生像は、当専攻入学以前に法学の体系的知識獲得の機会を持たなかった、いわゆる法学未修の有職社会人である。このため、当専攻が行う教育は、筑波キャンパスにおいて行われている学士課程の教育とは、内容的にも、また組織上も完全に独立している。したがって、学士課程との一貫教育や合同授業、学士課程授業科目の履修を前提とした教育の実施等、法曹養成に特化した法科大学院教育の完結性を損なうような措置は一切行っていない。

当専攻では、有職社会人学生が日常において現実に割くことのできる極めて限定的な学習時間内において法学の体系的知識を効果的に獲得するため、特に体系的知識が要求される法律基本科目群について、以下3で述べるとおり、三段階の科目体系を採用し、体系的・反復的教育を通じ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを目指している。このうち特に法学未修者コース2年次（法学既修者コース1年次）以降においては、主として演習形式の授業を実施して、法曹として実務に必要な思考力、分析力、（討議、文章表現の両面における）表現力の涵養に努めている。以上のような三段階の科目体系を通じ、学生が同一の法的問題を複数の視点から複合的に学ぶことにより、柔軟かつ深い法的体系的思考を身につけることができるよう配慮している。

また当専攻は、理論的教育と実務的教育の架橋を目指して様々な工夫を行っている。まずカリキュラム面では、多様な法律実務基礎科目を必修科目または選択必修科目として開設し、履修させることにより、既述の法律基本科目群により得た理論的・体系的法知識を実務的観点から応用・発展させる機会を充実させている。次に、実定法発展科目のうち「民法Ⅶ」、「商法Ⅲ」、「刑法Ⅲ」では、研究者教員と実務家教員の双方が担当することによって、理論的・体系的な観点と実務的な観点の双方から法事象を考察する能力を培う機会を提供している。さらに当専攻では、法曹としての高い責任感と倫理観を備えた人材を養成するため、法曹倫理に関連する実務教育にも重きを置いている。すなわち「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」においてはもちろん、他の実務系科目等においても、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい倫理の獲得に十分に配慮している。そして、実務臨床科目の中でも、実際のクライアントと接しつつ、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができるリーガルクリニックを重視するという視点から、その学修の基盤となる法律事務所が併設されている。

#### (2)有職社会人学生への配慮

有職社会人学生の通学を可能とするため、当専攻の開講時間は、原則として月曜日から

金曜日の夕刻（18：20～21：00）及び土曜日（10：20～19：15）としている。また、出張等で通学が困難な学生が、出張先から授業に参加することを可能にするため、インターネットを通じて受講することで授業の出席が認められる制度を設けている（なお、本来の運用基準とは異なり、令和2年度以降はコロナ禍によりインターネットを通じた受講を一般に認めている。）。なお、平日夜間及び土曜日のみという当専攻の開講形態の特性上、必然的に開講時間帯と開講コマ数が大幅（一般の昼間開講の法科大学院との比較で半分程度）に制約されるため、同一時限上に複数の選択必修科目を重複して開講せざるを得ない状況が生じているものの、開講期間・方法を工夫することにより、こうした状況は極力回避されている。また、民事模擬裁判・刑事模擬裁判を集中講義化することによって、学習効果を高めた。

当専攻では、理工系出身者を含めた他学部からの法学未修者を多く入学させてきており（第6章表2-2、2-3-2 および4）、また法学部出身者といえども、入学時の年齢が毎年度平均35～45歳である（第6章表2-3-1）ために学部卒業後に法改正がなされた分野が多いことを考慮すれば、一般的な意味の法学部出身者とは状況が全く異なっているため、これらの者に対する法学の基礎力の涵養に開学当初から努めてきた。こうした経験を踏まえ、1年次に配置される法律基本科目を憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5法に限定することで、純粹未修者でも無理なく基礎力の充実を図ることのできるカリキュラム編成としている。また、実定法基礎科目で得られた理論的・体系的法知識を定着させ、論述式の答案作成能力を高めることを目的として、「基礎ゼミⅠ～Ⅲ」を開講した。その後、「法曹実務基礎」を新設した。令和3年度からは基礎ゼミはⅠ・Ⅱのみを開講している。

さらに当専攻では開設以来、現役の有職社会人に対し広く法曹への門戸を開くという理念を具体化するため、長期履修制度を設けている。これは、職業上の都合により、標準修業年限（法学未修者にあつては3年、法学既修者にあつては2年）では修了が困難と見込まれる場合には、学生からの申請に基づいて、4年間の長期履修を認めるもので、長期履修学生の場合、次年次への進級要件単位数や1年度あたりの授業料が、標準修業年限で修了する場合よりも低く設定されており、有職社会人学生に対し、無理なく修学を続けることができる環境を提供しようとするものである。なお、入学予定者に対してだけでなく、各年度末の段階で在学1年未満（休学期間を除く。）の標準修業年限の在学学生に対しても長期履修制度選択への門戸を広げている。法学既修者が長期履修制度を利用する場合、4年間のうち最初の1年次を在学したものとみなされ、残りの3年間で修学することとなる。

### (3) コロナ禍への対応

令和2年度は、コロナ禍により、対面授業への出席学生を減らすことを目的として、教室での対面授業のほか、Google meet を利用したオンライン同時配信及び録画配信、ならびに、これらを組み合わせた授業を行った。また、期末試験も原則として教室での筆記試験のみであったものを、司法試験7法科目以外については成績評価方法としてレポートも取

り入れた。

ICT を利用した授業方法について、学生アンケートでは、音声が良くない、ホワイトボードが見にくいといった意見があり、高性能のマイクを導入したり、ミート上で画面共有をしたり、ホワイトボードの文字を大きくしたりなどの工夫をした。また、録画配信については、授業時間を気にすることなく視聴できる点や、理解が困難な点をすぐに繰り返し視聴できる点で、高い評価がなされた。

他方で、受講者数の多い授業では、教員が受講者の学習状況を適時に確認することが困難であった。また、録画配信を学期当初に行った科目では、すべての授業をまとめて視聴してしまい、授業の目的を十分に達成できなかったのではないかと思われるケースも見られた。そこで、学修進捗の確認のため、学期中に数回課題を課すこととしている。

## 2 科目の開設状況

当専攻の科目は、「法律基本科目群」、「法律実務基礎科目群」、「基礎法学・隣接科目群」、「展開・先端科目群」の4群にわたって下表1のとおり開設されている。

表1 当専攻開設科目（令和3年度以降入学生用）

科目群	開設科目
法律基本科目群	<p>将来法曹として実務に共通して必要とされる以下の諸科目を配しており、「実定法基礎科目」と「実定法発展科目」とに分けられる。</p> <p>①実定法基礎科目（「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」のみ選択科目、その他計38単位は全て必修科目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法Ⅰ-A、憲法Ⅰ-B、憲法Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ-1、民法Ⅳ-2、民法Ⅴ、民法Ⅵ、商法Ⅰ、商法Ⅱ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ（以上2単位）</li> <li>・民事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅰ（以上3単位）</li> <li>・基礎ゼミⅠ、基礎ゼミⅡ（以上1単位）</li> </ul> <p>②実定法発展科目（24単位全て必修科目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法Ⅲ、行政法Ⅲ、民法Ⅶ、刑法Ⅲ、商法Ⅲ、民事訴訟法Ⅱ（以上2単位）</li> <li>・刑事訴訟法Ⅱ、憲法総合演習、行政法総合演習、民法総合演習、商法総合演習、民事訴訟法総合演習、刑法総合演習Ⅰ、刑法総合演習Ⅱ、刑事訴訟法総合演習（以上1単位）</li> <li>・民事法総合演習（3単位）</li> </ul>
法律実務基礎科目群	<p>いずれも実務家教員が担当し、法実務への導入教育を行っている。</p> <p>①法務基礎科目（全て必修科目。計3単位）</p>

	<p>法曹実務基礎、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ（以上1単位）</p> <p>②法務展開科目</p> <p>（ア） 必修科目（計6単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民事訴訟実務の基礎Ⅰ、刑事訴訟実務の基礎Ⅰ（以上2単位）</li> <li>・要件事実論Ⅰ、要件事実論Ⅱ（以上1単位）</li> </ul> <p>（イ） 選択必修科目（いずれか1科目以上履修）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民事訴訟実務の基礎Ⅱ、刑事訴訟実務の基礎Ⅱ（以上1単位）</li> </ul> <p>③法務臨床科目（4科目以上履修）</p> <p>民事模擬裁判、刑事模擬裁判、ロイヤリングⅠ、ロイヤリングⅡ、リーガルクリニック（以上1単位）</p>
基礎法学・隣接科目群	<p>以下の6つの選択必修科目（いずれも1単位）が開設されており、4科目以上を履修しなければならない。いずれも、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての思索を深め、法に対する理解の視野を広げることを目的とする科目である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法哲学、英米法、EU法、法史学、公共政策、立法学</li> </ul>
展開・先端科目群	<p>応用的・先端的な法領域に関する科目（いずれも選択必修科目）が開設されている。これらの科目の多くを実務家教員が担当し、実務を意識した内容となっている。学生はこのうち13単位以上を履修しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産法、倒産法、国際取引法、国際私法、経済法、租税法、労働法、環境法、国際公法（以上2単位）</li> <li>・金融法、地方自治、金融商品取引法、消費者法、倒産法演習、経済法演習、労働法演習、知的財産法演習、英文法律文書作成、企業法務、刑事政策、少年法、自治体法務、民事執行・保全法、国際私法演習（以上1単位）</li> </ul>

※このほか、適宜、展開・先端科目として、本学法学学位プログラム及び他の法科大学院の開設科目の単位認定をしている。

### 3 科目配置の基本方針

各科目の配置年次については、基礎から応用、展開へという段階的なプロセスが確保されるよう配慮し、下表2の方針に沿っている。

表2 年次ごとの科目配置方針

年次	科目配置方針
未修1年次	法律基本科目のうち実定法基礎科目を必修科目として集中的に配し、わが国の法制度の大枠を確実に理解させる。
未修2年次（以下特に断らない限り、法学既修者1年次を含む）	各領域について、1年次で履修した科目の枠組みを超えた横断的・体系的理解を修得できるように演習系科目を配置するとともに、理論教育と実務教育の架橋の視点から、法務展開科目を必修科目とする。
未修3年次（以下特に断らない限り、法学既修者2年次を含む）	3年間の学修の総まとめとして、総合演習系科目及び実務系科目を、それぞれ必修ないし選択必修科目として配置する。

令和2年度以降入学法学未修者の場合、具体的には以下のとおりである。

① 1年次

法律基本科目群のうち、行政法と商法を除く実定法基礎科目14科目の必修科目を開設し、わが国の現行実定法の基礎的部分を、有職社会人の法学未修者にとっても無理なく確実に理解できるよう配慮することとした。1年次対象科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5分野に集中することにより、有職社会人の、しかも、いわゆる純粋未修者にとって、法科大学院における法学学修の基礎固めを、無理なく確実に進めるよう配慮している。また、必修科目として法曹実務基礎、選択科目として「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」を開設し、法学未修者においても法学学修のスムーズなスタートができるよう配慮している。

② 2年次

実定法の各領域について、それまで学修した基礎知識を応用できる能力を養うため、演習科目（「憲法Ⅲ」、「民法Ⅶ」、「刑法Ⅲ」など）を必修科目として開設するとともに、そこで得た基礎知識と実務教育との間を架橋するため、法律実務基礎科目群の法務展開科目のうち4つの必修科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」）を開設している。

③ 3年次

それまでの学修の総まとめとして、総合演習系科目（「憲法総合演習」など）を必修科目として開設する一方、「法務臨床科目」を選択必修科目として開設している。また、2年次及び3年次（特に3年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしがった発展学修ができるように、多様な展開・先端科目を開設している。同科目群では、学生各自のニーズ、将来像に合わせたカリキュラムが選択できるように、その全てを選択必修科目としている。

#### 4 授業時間の適切性

当専攻では、75分の授業を10(20)回にわたって受講し、それを含め計45(90)時間の学修を行うことをもって1(2)単位の認定を行っている。

筑波大学では全学的に5週間の授業期間を1モジュールと呼んでいる。春学期はA、B、Cの3つのモジュールと夏季休業期間、秋学期は同じくA、B、Cの3モジュールと春季休業期間で構成されている(下記表を参照)。当専攻の場合、春学期及び秋学期の各3モジュールならびに夏季休業期間(いずれも5週)に授業を行う。2単位科目の場合、75分授業を1日につき2コマ連続で行い、これを上記7期間のうち連続するいずれか2期間の10週で行うことにより、授業時間を確保している。期末試験は、授業期間外の春Bモジュール終了後、春Cモジュール終了後(3年次科目のみ)、夏季休業期間終了後、秋Bモジュール終了後、秋Cモジュール終了後(1年次・2年次科目のみ)に行っている。

休講は、可能な限り避けることを原則としているが、やむを得ない場合については、必ず補講を実施することとし、上記学修時間を確保している。休講・補講は紙媒体で掲示を行うほか、電子掲示板に掲載することにより、学生の便宜に供している。

春学期		秋学期	
4月～5月	春Aモジュール	10月～11月	秋Aモジュール
5月～6月	春Bモジュール	11月～12月	秋Bモジュール
7月～8月	春Cモジュール	1月～2月	秋Cモジュール
8月～9月	夏季休業	2月～3月	春季休業

注：1モジュールは5週

#### [特長]

- ・ 学修時間に制約のある有職社会人に対しても、無理の少ない形での修学の機会を提供するため、当専攻開設以来、長期履修制度を採用しており、在学1年未満の在学生に対しても長期履修制度利用の機会を確保している。
- ・ 有職社会人に対する修学の機会を確保するため、インターネットを通じて受講することで出張先等から授業に参加し、授業の出席が一定限度内で認められる制度を取り入れている。
- ・ 「実定法基礎科目」のうち法学未修者1年次配当科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5分野に集中することにより、有職社会人の、しかも、いわゆる純粋未修者にとって、法科大学院における法学学修の基礎固めを、無理なく確実にこなせるよう配慮した。また、必修科目として法曹実務基礎、選択科目として「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」を開設し、法学未修者においても法学学修のスムーズなスタートができるよう配慮している。
- ・ 法曹実務教育を重視し、特に、実際のクライアントと接しながら、実践的に法曹と

してのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、その学修の基盤となる法律事務所が学内に併設されている。

- ・ コロナ禍で、同時双方向授業や録画配信などの ICT を活用した授業を行っている。

[課題]

第7章の同項目にて述べるとおり。